

2026.9.3 (木)
第9回例会
(通算3866回)

2026-2027 年度 釧路ロータリークラブ会報

会長スローガン「志を継ぎ、未来を拓く 90 年」

会長 工藤 彦夫
副会長 市橋 多佳丞
幹事 八幡 好洋

例会日 毎週木曜日 12:30 ~ 13:30 夜間例会 18:00
例会場 釧路センチュリーキャッスルホテル
事務局 釧路市錦町 5-3 三ッ輪ビル 2F

編集責任者 クラブ会報・雑誌・公共イメージ委員会

☎ 0154-24-0860 📠 0154-24-0411

2026-2027 年度
国際ロータリーテーマ



CREATE LASTING IMPACT

2026-2027 年度
RI 会長 オンラインカ・ハキーム・ババロラ

第 2500 地区ガバナー
山本 倫生 (旭川 RC)

「親睦から始まる持続可能な奉仕」

本日のプログラム 会員卓話「法律をめぐる話題」(プログラム委員会)

次週例会 会員卓話「仏教の考え」(プログラム委員会)

■ロータリーソング：君が代・奉仕の理想 ■ソングリーダー：三宅 康夫君

■会員数 108 名

■ビジター

■ゲスト

会長の時間 工藤 彦夫会長

皆さん、こんにちは。今日はプログラム委員会が担当で、今年度になって初めての佐々木委員長の出番なのです。リストをちょっと見せてもらったら、大変しみな方がこの後にある。今日は楽しみじゃないとは言っていないですよ、今日も楽しみだけでも、プログラム委員会に次回、呼ばれた人はとても楽しみだということで、素晴らしい人と呼ばれるようになっていきます。

話が変わるのですが、最近、「D I」というのを聞かないというのを、去年、荒井さんが話していたのですが。これをちょっと詳しく調べると、多様性とか平等性ということで、人種も違って、男女も関係なく、セクシャルマイノリティも関係なく受け入れようということで、アメリカでどんどん広まってきたのですが、2024 年にトランプ大統領になってから、最初の演説の中で「人類は男と女しかない」と言っていて、それで大統領令で変わってしまったのですよ。それで、R I はどうしたかといったら、補助金とか税制の優遇がなくなるということで R I もやめるとなっていて、最近では全然話になってきていないのです。大変素晴らしい考えなのですけども。

最近、テレビの科学番組を見たら、男と女というのは、中学校のとき「X X」が女性、「X Y」が男性で、Y が男性の特徴をつかさどると言われているのですけど



も、科学の研究で最近では、その Y が少しずつ縮小したり壊れたりしてきているということです。だから今は、「人類は男から女の間のグラデーションでだんだん変わってきて、途中でそういう人が出てくるのは科学的には当たり前だ」と言われているのですよね。

その中で問題なのは、せっかく多様性とか入れているのだけれども、1 人の大統領の政治的な発言で、それまで変わってしまうというのは、R I まで変わってしまうのでは、僕らは何を原点に R I を信じたらいいのかどうすればいいのかと考えてしまいます。

これから会員増強などいろいろなことをする上では、やっぱり多様性というのは必要であると思いますので、考えていかなきゃいけないということなのです。

話のオチですけど、ちなみに、僕が小学校の 6 年生のときで、ブランコに乗っているときに初めて「好き」と言われたのですよ、今でも思い出。隣の子に、好きですって言われたのですが、その子は Y 染色体がかなり壊れている男の子だったのです。そういうこともあるので、全部受け入れようと。僕はそれを受け入れなかったですけども。

そのように、みんな受け入れることが大切だということを今日はお話したかったと思います。

よろしく願いいたします。

幹事報告 八幡 好洋幹事

幹事報告をさせていただきます。10 月 9 日、10 日に旭川で開催されます地区大会の申し込みの締め切りが昨日まででしたけれども、もう少し皆さんにご参加いただきたいと思いますので、明後日まで締め切りを

延長させていただきますので、まだお申し込みがまだの方はぜひいただきたいと思います。

また、移動の車などの調整で、個別にご連絡をさせていただくこともあると思いますので、よろしくお願いいたします。

また本日、例会後に第3回の理事会を開催いたします。ご参加の方は2階ローズホールへご移動をお願いいたします。

以上で幹事報告を終わります。

■本日のプログラム■ 会員卓話「法律をめぐる話題」

プログラム委員会 佐々木俊和委員長

皆さん、こんにちは。プログラム委員会の佐々木です。先ほど工藤会長からもありましたように今年度第1回目であります。

今年度は、委員で話し合いまして、会員卓話で皆さんの日常を少し紹介したり、各会員の話題をこの場で取り上げたりするような機会を意識しながら取り組んでいるところです。

第1回目は皆さんご存知のように前会長ということで、法律を巡る話題、お手元にありますように、冤罪と死刑を考えるということで、早速、お話をいただきたいと思います。

それでは荒井前会長、よろしくお願いいたします。

荒井 剛君

改めまして、こんにちは。今日は会員卓話の貴重な時間をいただきましてありがとうございます。ちょっと今日は真面目な話をさせていた



だこうと思います。30分弱ではありますがお付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

タイトルは硬い、中身も硬いのですが、冤罪と死刑を考えるということで普段、死刑制度の是非とか、結論を押し付けることは全くございませんので、いろんな考えがありますよということで、それが後半です。最初は、私が昨年度会長の時の何かの会で話を少しした袴田事件についてもう少し話をしたうえで、死刑を考えるということで30分弱のお話をさせていただきたいと思います。

まず、袴田事件の話です。想像していただければと思います。

ある日突然、やってもいない罪で逮捕されて、「やっていない」「やっていない」と言いながらも、長時間の取り調べを受けて、自白をさせられた。それがきっ

かけで、有罪だけじゃなくて、死刑判決を受けて、ずっと争っていたものの死刑判決が確定したうえで、44年間、いつ執行されるかどうか分からない中で、死刑囚として過ごすということ。

これを想像するだけで、本当に想像を絶するのですが、実際にこの経験をした方が、袴田巖さんです。

1966年に起きた事件です。味噌屋の一家4人が殺害された事件です。放火されて、焼死体が上がったことで、誰が犯人なのだと2カ月ぐらい警察が必死に探した結果、味噌屋の従業員だった、元プロボクサーの袴田巖さんが怪しいとなって、彼に目をつけて拘留して、自白を取り付けて有罪に持って行ったということになります。

当時、彼はまだ30歳でした。袴田さんは喋りがあまりうまくないということもあって、「こうなのじゃないか」と言ったら「そうかもしれません」と迎合するところがあったのです。迎合するたびに、それに合わせるので食い違う自白が結構多かったのですが、最終的にはそれは取り入れられずに、彼が犯人だということになりました。

逮捕されると、これは刑事訴訟法の話ですが、逮捕と拘留があります。逮捕は72時間、つまり3日ぐらい拘束されるのですが、その後、10日間、10日間、延長されてもう少しあるのですが基本的には20日間拘留されます。警察はこの20日間の中で、どれだけ取り調べをして自白を得るかというのが捜査機関側の意向です。

それに対して袴田さんは、当然、自分がやってないので「やってません」「やってません」と最初はずっと否認をしました。しかし、朝から晩まで12時間、1日平均12時間ですよ、平均12時間ということは、朝から晩までずっと取り調べを受けているわけです。最長で17時間にも及んだという記録があります。

今、これやったら一発アウトです。これは30年前、40年前なので、17時間も取り調べをしていたこともあると思いますが、そんな取り調べを毎日受けていると、いくら精神的に強い人でも、訳がわからなくなると、これから逃れたいということで「やりました」と言い始めます。

「やりました」と聞くと、警察は「どうやってやったのか」を聞きます。そういうことで自白調書がどんどん出来上がります。実は、45通の自白調書が作られています。刑事事件を担当しますけれど、45件も自白調書作られた事件などありません。否認事件であっても10件とかです。これだけ作られているのはまずないのです。

注目していただきたいのは45通の自白調書、これを証拠として、一審の裁判所は44通を排除しています。「こんな強制的な取り調べをして取った自白は信用ならん」ということで排除しているのです。排除

しているのですけど有罪になっているのがポイントなのです。

ここでお伝えしたいと思うのが、このときの裁判官は3人いるのですけども、「責任を持って判決を書け」と言われた一番若い裁判官は無罪を思っていたのです。無罪を思っていたのだけ他の2人からは「いや、これは有罪だろう」ということで、泣く泣く死刑判決を書いた裁判官なのです。この方が44通の証拠能力を否定したのは、ひとつの抵抗なのです。これを見ると、自分は駄目だったけども、上に行ったとき高等裁判所でひっくり返してくれるのではないかと、これを排除しているのです。

でも、高裁もそこを気づけなかったのか、そこは気づいたけど無視したのか、わかりませんが、そのまま残り1通だけ採用された自白調書を基に有罪にしたということになります。



自白だけで死刑にできるのかというと、日本の刑事裁判ではできません。自白調書だけで有罪にできないというのは刑事訴訟法になります。

では、何で有罪になったのかというと、味噌樽から発見されたと言われている5点の衣服。これを発見されたのは事故から1年後です。1年後に味噌樽から出てきた着衣、これが犯行時に着用していた着衣で、血痕が付いていたので、まさにその着衣が犯行時に着ていたのではないかと。

なんでこれが袴田さんと結びつくのかというと、この血痕がB型で、袴田さんもB型で一致しているということ。それと、味噌樽から発見された5点の衣服の内のひとつがズボンの布切れ、共布と言いますが袴田さんの自宅からこれが押収されたということで、味噌樽に入っていたズボンの生地と袴田さんの自宅から押収された布切れが一致している、このふたつ、それと唯一採用された自白調書、この三つで有罪ですと認定されてしまいました。

高裁、最高裁に行っても、先ほどの44通を排除したことが考慮されずに死刑が確定してしまいました。結構長い期間が経っています。1968年に静岡地裁が死刑判決、それから12年を経て1980年11月に最高裁で死刑が確定したことになります。

その後、死刑判決確定後、弁護団は最初から「おかしいよね」ということでやり直しを求めた、いわゆる再審を請求しました。

この再審を請求したことに対する判断、普通、裁判を申し立てしたら、1年以内に判断が出ています。この再審請求、再審請求してから27年経っているのです。「そもそも再審認められない」という決定が出るのに

27年かかっています。これ自体もおかしいと思うのですが、でも弁護団は諦めずに再度、第二次請求を申し立てました。

ここから少し科学が進んだからと思うのですけども、DNA鑑定をしようじゃないかということで、味噌樽でつけられた着衣、傷つけられた血痕の血液型、血液型が一致するといっても、A・B・A B・Oと四つしかないのだから、4分の1で一致するわけじゃないですか。そこがどうなんだ、ということでDNA鑑定をやるということをやると、どうやら袴田さんの血液型と違うのではないかという話になったのです。そういう意見書が出てきた。

「これはおかしいぞ」ということで再審の申し出をしたら、静岡地裁がようやく2014年3月に再審を始めましょうということと、この時点で死刑の効力を一時的に止めようということで、初めて袴田さんが釈放されました。45年ぶりに釈放されたのです。これ、世界的に見て、死刑判決を受けて死刑囚で45年拘束されて、その後に釈放されるというのはないケースなので、もうこれは世界的にも有名な話になりました。これで終わったわけではなくて、ここからちょっと大変だったのですけども、静岡地裁が「再審を開始します」と言った後、なんと、検察官が控訴して、高裁がもう一回ひっくり返すのです。再審を開始しようといった決定を、2018年に東京高裁はひっくり返すのです。

その後、最高裁が再審を取り消した高裁の決定をまた取り消して、やっぱり「再審をスタートさせるべきだ」と言って初めて戻ってきて、静岡地裁がようやく無罪を言い渡す。

この無罪判決の中身は、これがまた印象深い内容なのですが、ただただ無罪を言い渡すだけではなくて、「警察官、検察官の証拠捏造の可能性があります」。ここで三つ挙げられたのが、5点の衣服、ズボンの共布、検事調書。有罪が決定となったのに三つあったと言ったのですけど、この三つ全てが捏造じゃないかと認定したのです。これは、すごい話になるのですよ。こんなことは普通、裁判所は認定しませんので、これが大きな話題になったのです。

ようやくこれで袴田さんの無罪が確定したということになります。以上が、袴田事件についてのお話です。こういった形で袴田さんは、やってないのに一歩間違っていたら、死刑囚として執行されていたかもしれない。とんでもない話です。裁判の誤りというもの、取り返しがつかないのです。

今日は、もう一歩踏み込んで、死刑制度について触れたいと思います。最初に言いましたが、死刑に関して賛成なのか反対なのか、どちらなのか、と聞いているわけでは全くありません。

でも、いろいろな意見、両方がありますよ。どうしてこんな議論になっているのですかと、世の中はこうなっていますよ、ということを少しお伝えして、なるほどと思っていただければいいかなと思って、後半、お話をさせていただきます。

日本の死刑制度、基本的な枠組みを振り返ってみましょう。

まず、執行方法。昔は、火あぶりとか、斬首とか、いろいろあったと思うのです。100年以上続いているのですが、法律では「死刑は絞首刑によって執行される」となっています。いわゆる首を絞めて殺すというのが、執行の方法になっています。どうやって決定するのかというと、法務大臣がハンコを押して執行するとなっています。

これ、世界的に何が問題と言われているのか。対象者、あるいは執行日というのがオープンになっていないのです。ある日突然、「今日、執行されました」とニュースになります。執行される人には、その日の朝に言われます。それは非人道的ではないかと言われたりしています。

最近の執行状況。つい最近、8月21日に大阪拘置所で1人の死刑囚が死刑執行されました。どんな事件だったかということ、2009年の大阪で起きたパチンコ店放火殺人事件、5人が亡くなっています。この方に対して死刑が執行されました。これ、1年2カ月ぶり、高市政権では多分初めてだったと思います。

この死刑制度に対して日本国民は、今どう思っているのだろうかです。2年ぐらい前に調査が行われています。残すべきだ、容認する、という死刑を残すべきだというのが83%、廃止すべきだというのが16.5%。次は、廃止すべきと言った人の理由です。それは袴田事件のように、本当にやってない人が死刑になって、本当に執行されてしまったら取り返しがつかない、と。それがいわゆる誤判の防止ということで、それを理由に廃止すべきだと答えた人が71%ということです。

ちなみに、容認するとした83%の方の中には、もし死刑制度がなくて、いま日本は無期懲役がありますけど、無期は期限が決まってないだけで、いつ出るかはわかっていないのです。もうひとつ、終身刑があるのです。「一生、入っている」というのがあるのです。「終身刑制度を導入したら死刑を廃止してもいいよ」という人が含まれているといえは含まれています。日本は終身刑を取っていません。

国際的に見て、いま日本はどのような立場にあるのかということに触れたいと思います。

いわゆるOECD加盟国38カ国のうち死刑を残しているのは、日本、アメリカ、韓国の3カ国だけです。韓国は事実上、執行していませんので、実際に執行しているのは日本とアメリカだけです。アメリカも州によって違いますので、23の州は既に廃止しています。

大きな人口を抱えているカリフォルニア州では死刑は残っていますが、知事が執行しないとやっているの、事実を執行されていません。ただし、フロリダでは、ここを最近、少し増えていますけども、一部の州で執行しているのがアメリカ。そして日本、事実上この2国が執行していることとなります。

世界的に見ると、法律上、もしくは事実上の死刑はどんどん廃止になっています。一方で、去年、世界の死刑処刑者数というのが78%ぐらい増えているのです。どこが多いのかというと、その約8割がイランの一国に集中しています。もうひとつ、「中国と北朝鮮が入っていないのでは」と。おっしゃるとおりです。全然、わからないから。本当は執行しているとは思いますが、全然件数がわからないのです。イランも、わかっている範囲で増えていると言っているだけですが、中国・北朝鮮の数が入ったらもっと増えているかもしれません。国としては、廃止している国が圧倒的に多くなっているという実情があります。

なんで残すべきなのか。なんで廃止すべきなのか、ここは大きくふたつの意見があります。

死刑を残すべきだと言っている人、第一には、遺族の感情、やられた遺族からしたら死刑にされて当たり前じゃないか、と。これが一番大きいと思います。また、因果応報です。やったことに見合った刑を受けるのが当たり前ではないか。いわゆる、目には目をということです。人を殺したのだったら、自分も殺される、という因果応報の立場。あとは、凶悪犯罪に対する抑止効果。死刑制度があるから、凶悪犯罪をやらないのではないか、という効果が持てる。というこの三つが主な理由で死刑を残すべきだ。

一方で、廃止すべきだと言っている方の理由。一番大きいのは誤判、冤罪が起きた場合、どうしようもないよねということ。あとは、生命の尊厳。言い方はあれですけども、「その加害者にも人権がある」と言うのと、「人権はないよ」とかいう話が出たりしますが、国が一人の命を合法的に奪うことはあり得るのか、といったもの。もうひとつは、そもそも死刑をやったところで犯罪の抑止効果はないのではないか、という理由で廃止すべきだ、と言われています。

結局、袴田事件というのは、捏造した証拠が問題となって、再審になったのですが、もっと前から検察側の手持ちの証拠をどんどん見せてくればいいのか、ということで、再審法改正がようやく動き出して制度改正にはなりました。ここは日本でちょっと前進したところだと思います。

ちょっと視点を変えるのですが、先ほど、死刑を廃止すべきだという一番大きい理由には、冤罪の可能性があるともしました。じゃ、冤罪の可能性がなかったら廃止しなくてもいいと。例えば秋葉原の事件では、誰もが見ていの中で、無差別殺人をしています。あれ

は防犯カメラにばっちり映っていました。冤罪の可能性がないという場合だったら死刑でいいじゃない、という考えもあります。死刑廃止の最大の理由が冤罪防止だというのであれば、冤罪の理由がなければ、冤罪の危険がないのであれば死刑でいいのではないかとこの考えもあります。

今、パワーポイントで何を表しているかという、フランス・イギリスの話です。フランス・イギリスはともに今、死刑は廃止されています。フランス・イギリスは当時から、国民が死刑廃止に賛成だったのかという、そうではないのです。

フランスは1981年に廃止されています。イギリスは1965年に停止しています。いずれも当時の国民は死刑を望んでいる、死刑を存続することに賛成しました。その中、政治的判断で、フランスはミッテラン大統領だったと思いますけど、法務大臣と一緒に「もうやめる。やめよう」ということで死刑を停止したのです。死刑を廃止したというよりも、イギリスもフランスも一定期間死刑を停止しよう、と。停止した間に犯罪が増えるのかどうか見てみようということにしたら、特に増えていないということで、最終的に廃止に持っていった。

今、国民はどう思っているかという、死刑制度に対して廃止したことについて今は賛成だ、と国民感情が変わってきていると言われてます。これは、国民感情を待っていたら制度は変わらないということの例として挙げました。

今日は、袴田事件について話をしたのと、袴田事件をきっかけに死刑制度が絡む問題、冤罪を防ぐという意味で死刑を廃止すべきだという考えがあります。一方で、冤罪の可能性がないのだったら、死刑にしてもいいじゃないか。

なぜイギリスやフランスが死刑制度を廃止したかを伝

えていなかったのですけども、彼らは政治犯罪に利用される死刑という刑があります。例えば、政府を倒すとか、反乱を起こすとかの罪に対して死刑があるから、それを利用してばんばん政敵を殺すという過去のものがあるから、死刑制度そのものがおかしい、ということで、いま彼らは死刑を廃止しているのです。ただ冤罪を防ぐというだけじゃなくて、国が人の命を奪うことが良くないというところが今、ヨーロッパなどOECDの参加国以外の国が言われております。日本がどうするのかというのはこれからであります。

最後です。いま話をしていないものがひとつあります。それは被害者遺族の感情はどうなるの、と。死刑を廃止するとなったら、被害者遺族はどうなっちゃうのかがあります。

フランス、イギリス、その他のヨーロッパの国々では、被害者遺族への支援がものすごく厚くなっています。昔だったら死刑に見合うような事件で、被害を受けた遺族に対して寄り添う制度が、死刑廃止国ではある程度整備されています。その整備がないと難しいのではないかと考えております。

以上、ちょっと重たい話ではありますが、死刑制度に関して普段はあまり話ができないし、どういうことが問題になっているのか、世界的に今なにが問題となっていて、どこの国がどうなっているのかも併せてご紹介したいとお話させていただきました。

決して死刑に賛成か反対か、どちらかを求めているわけではありませんので、考えるきっかけとなればありがたいとお話させていただきました。

以上です。どうもありがとうございました。

本日のニコニコ献金

■栗林 定正君 先週末、無事にニトリレディスゴルフトーナメントの全日程が終了致しました。応援頂きました全ての皆様に御礼申し上げます。

■青田 敏治君 釧路カントリークラブで開催しました第17回ニトリレディスゴルフトーナメントに応援ありがとうございました。良い評価を頂いてホールアウトすることが出来ました。

今年度累計 100,000 円